

第 3 回新農林水産省生物多様性戦略検討会

議事次第

日時：令和 3 年 1 月 18 日（月）14：00～17：00

場所：農林水産省（Web 会議と併用開催）

1. 開会挨拶
2. 次期戦略案について
 - （1）本文案の修正内容
 - I. まえがき、II. 現状と課題、III. 2030 ビジョンと基本方針
 - （2）IV. テーマ別方針の目次
 - （3）参考事例集について（構成イメージ）
3. 連絡事項等
4. 閉会挨拶

<資料>

資料 1 議事次第

資料 2 検討会委員名簿

資料 3 次期戦略本文案の修正内容（Ⅰ～Ⅲ）

資料 4 農林水産省生物多様性戦略本文案（Ⅰ～Ⅲ）

資料 5 IV. テーマ別方針の目次案

資料 6 IV. テーマ別方針の目次案（記載内容案）

資料 7 参考事例集の構成イメージ

参考資料 1 Ⅰ～Ⅲ修正方針（委員説明済み資料抜粋）

参考資料 2 みどりの食料システム戦略（概要）

参考資料 3 農林水産政策の新たな展開方向

参考資料 4 第 2 回検討会の議事概要

新農林水産省生物多様性戦略検討会 委員名簿

● 涌井 史郎	東京都市大学特別教授
○ 橋本 禅	東京大学大学院農学生命科学研究科（東京大学未来ビジョン研究センター兼任） 准教授
栗野 美佳子	一般社団法人 SusCon 代表理事
井村 辰二郎	公益社団法人 日本農業法人協会 副会長、有機栽培農家
大津 愛梨	O2Farm 6 次化担当、NPO 法人田舎のヒロインズ理事長
大場 あい	毎日新聞社 科学環境部 記者
岡部 貴美子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 生物多様性研究拠点 拠点長
河口 真理子	不二製油グループ本社株式会社 CEO 補佐（ESG・市場価値創造担当）、立教大学 21 世紀社会デザイン研究科 特任教授
菊池 紳	いきもの株式会社 創業者・代表取締役
西野 司	一般社団法人 全国農業協同組合中央会 農政部部長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会 執行役員 組織推進本部 本部長
松原 稔	りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長
森井 茂夫 （臨時委員）	日本水産株式会社 CSR 部 部長 必要に応じて随時

●座長、○副座長

(敬称略、50 音順)

新農林水産省生物多様性戦略

I まえがき、II 現状と課題、III 2030ビジョンと基本方針 の修正内容

1. 委員からの御意見を踏まえた主な修正内容

※緑文字部分：前回から変更した箇所

Ⅱ 現状と課題

- タイトルが内容を適切に表現できているかを検討し、分かりにくいものは修正した。
 - (1) 農林水産業の基盤となる生物多様性の重要性
 - ・ ・ 資料4 文案1
 - (2) 生物多様性の現状 ← 追加
 - ・ ・ 資料4 文案2
 - (3) 生物多様性や生態系サービスを育む農山漁村の重要性と課題
 - ・ ・ 資料4 文案3
 - (4) 農林水産業による正の影響と負の影響
 - ・ ・ 資料4 文案4
 - (5) サプライチェーン全体における生物多様性の課題
 - ・ ・ 資料4 文案5
- データの記載が不足しているところを追記した。(食料自給率など)
 - ・ ・ 資料4 文案6

Ⅲ 2030ビジョンと基本方針

- タイトルをⅣ.テーマ別方針の目次案と対応させた。理解と行動変容が必要なのはサプライチェーン全体の各主体全て。
 - (3) 生物多様性への理解と行動変容を促進する
 - ・ ・ 資料4 文案7

タイトルに合わせて、消費者だけでなくサプライチェーン全体を含めた記載に変更
- (4) に「担い手の確保と育成」について追記
 - ・ ・ 資料4 文案8

農林水産省生物多様性戦略本文（案）

I. まえがき

経済発展や技術開発により、人間の生活は物質的に豊かで便利になった。一方で、生物多様性の減少は前例のない速さで進行しており、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は、限界に達しつつある。

また、グローバル化の進展によるヒト、モノの往来が頻繁になる中で、豚熱等の家畜伝染病や侵略的外来種による被害が拡大している。さらには土地利用の変化、農業の拡大と激化、野生生物の取引と消費等による持続不可能な環境の搾取によって、大きな社会問題となった新型コロナウイルス感染症等の動物由来感染症が発生し、驚くほどの速さで世界中に感染拡大した。21 世紀にあたり、人類はこれらの脅威を正しく認識する必要がある。

我が国の農林水産業は、農山漁村人口の著しい高齢化・減少等による農林水産業の担い手不足と、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、このことによって農林水産業の生産基盤が損なわれることが懸念されている。既に一部の地域では、農林水産業や集落の衰退が現実のものとなっている。

また、気候変動は重大な脅威であり、近年の大規模災害の発生、気温の上昇等による生育障害、品質低下等の被害が、我が国の豊かな生物多様性だけでなく、食料生産や農林水産業の現場に深刻な影響を及ぼしている。

従って、自然を上手く活用して被害を最小限にとどめ、迅速な回復を促すとともに、環境、社会、経済に便益をもたらすような、強くてもしなやかな社会を構築することが必要である。このために省力化・効率化に向けたロボット、AI、IoT 等の技術革新や、このような社会が目指すべき方向として、国内外で持続可能な開発目標（SDGs）に対する関心が高まっている。

我が国は亜熱帯から亜寒帯までの広い気候帯に属しており、それぞれの地域で、それぞれの気候風土に適応した多様な農林水産業が発展し、地域ごとに独自の豊かな生物多様性が育まれている。農林水産業は地球と人をつなぎ、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動である。人間による農林水産業の営みは、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物種の生育・生息に重要な役割を果たしてきた。

一方で、農林水産業は、気候の安定、水の浄化、受粉、天敵、土壌形成、光合成や栄養循環などの生物多様性から得られる様々な生態系サービスに支えられてきた。また今日我々が利用する様々な作物は、生物の遺伝的な多様性を利用し改良を重ねて得られたものである。さらには農林水産業と生物多様性の連関が農山漁村の文化や景観に大きく関与し、農山漁村に活力を与え、地域経済の発展や健康的でゆとりある豊かな生活の基盤となっている。

平成 22（2010）年 10 月には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が我が国で開催され、「名古屋議定書」が採択されるとともに、生物多様性保全に関する 2010 年以降の新たな世界目標となる戦略計画 2011-2020（愛知目標）や農業の生物多様性に関する決定等多くの重要な決定がされた。

また COP10 に先立つカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（MOP5）では、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。さらに我が国の提案により、2011 年から 2020 年を「国連生物多様性の 10 年」とすることが平成 22（2010）年 12 月に国連総会において採択された。

令和 2（2020）年 9 月には、生物多様性条約事務局より地球規模生物多様性概況第 5 版（GB05）が公表されたが、ほとんどの愛知目標について進捗が見られたものの、20 個の個別目標で完全に達成できたものはなく、2050 年ビジョン「自然との共生」の達成のためには、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルのへの拡大、生物多様性損失要因への対応、生産・消費の変革等の様々な分野での行動を連携させていくことが必要と指摘された。

令和 3（2021）年には、COP15 において、持続可能な開発を達成し、気候変動を遅らせ、生物多様性の損失を逆転させるという複数の課題に対処するため、ポスト 2020 生物多様性枠組が決定される予定となっている。

※戦略の決定時には、最後の部分は「生物多様性枠組が決定されたところ。」と修正予定

国内においては、生物多様性基本法（平成 20（2008）年 5 月公布）や地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22（2010）年 12 月公布）等関連する法律の制定・改正が行われるとともに、令和 3（2021）年にはポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえた、生物多様性国家戦略の改定が予定されている。

農林水産省は、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、平成 19（2009）年 7 月に農林水産省生物多様性戦略を策定した。その後、生物多様性に関する関心の高まりや、東日本大震災等からの持続可能な農林水産業の復興を図るため、平成 24（2012）年 2 月に農林水産省生物多様性戦略を改定した。

この度、上述のような国内外の生物多様性を巡る状況を踏まえ、農林水産業における生物多様性の主流化を促進し、ESG 投資の拡大や生態系サービスの可視化を図り、日本の農林水産業の伝統的な知恵、新たな技術体系の確立と更なるイノベーションの創造等により、農林水産業の生産力向上と持続性が両立する環境創造型産業を目指すこととし、農林水産省生物多様性戦略（以下「本戦略」という。）を改定するものである。

なお、本戦略では、概ね今後 10 年間を見通した上での我が国の農林水産業における生物多様性に関する課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後 5 年間程度における具体的な施策を示し、今後必要に応じて見直しを行うこととする。

II. 現状と課題

（１）¹農林水産業の基盤となる生物多様性の重要性

毎日食べている米や野菜、魚、肉、生活している家の木材、衣服を始め様々な日用品の素材となる繊維等、私たちは暮らしに必要な不可欠なものを、農地、森林、海などから得ている。また多くの産業は生物多様性を始めとした自然資源に依拠したうえで成立しており、例えば、世界経済フォーラムでは、世界の全 GDP の半分以上は自然がもたらす恩恵の上に成り立っていると試算している。

とりわけ、農林水産業は、自然と対立するのではなく、順応する形で働きかけ、上手に利用し、物質の循環を促進することによって、その恵みを享受する生産活動であり、生物多様性が健全に維持される

ことにより成り立つものである。

農林水産業の基盤となる作物や家畜は、生物多様性に育まれた多様な特徴を持つ種を改良して生み出され、農林水産物の安定的な生産を可能としてきた。また、土壌や水循環など、農林水産業に必要な不可欠である生態系サービスは、多様な生態系やそこに生きる多様な生き物に支えられている。また、生態系サービスの中には、病虫害の天敵や花粉媒介者、有機物の分解者として、農林水産業に対して直接的に利益をもたらす例もある。

さらに、私たちの暮らしを振り返ってみると、春の山菜採りや初夏の新緑、秋の紅葉やきのこ狩り等に季節を感じ、豊かな食生活を送ることができるのも、生物多様性の恩恵を受けている結果であると言える。

また生物多様性の保全・再生は、気候変動対策とも強い関係性を持っている。例えば、パリ協定の目標達成に必要な温室効果ガス排出量の純削減量のうち約 3 分の 1 は、自然を活用した解決策によってもたらされる可能性がある」と指摘されている。また、SDGs には愛知目標の内容が多岐に渡って反映されており、海洋・海洋資源の保全（目標 14）及び持続可能な森林経営（目標 15）のみならず、食料安全保障の実現（目標 2）や安全な水の供給（目標 6）の達成にとっても重要な要素となっている。

（２）² 生物多様性の現状

（世界における生物多様性の現状）

一方、地球規模生物多様性概況第 5 版（GB05）では、世界全体の生物多様性はこれまでにない速さで失われており、この損失を推し進める圧力も強くなっていると指摘されている。生物多様性の損失要因が劇的に低減されなければ、約 4 分の 1（23.7%）の種、全体では 100 万種が絶滅の危機にさらされることが見込まれ、野生動物の個体数についても、1970 年以降 3 分の 2 以上減少し、2010 年以降も減少し続けている。加えて、60,000 種の樹木が生育し、両生類の 80%、鳥類の 75%、そして哺乳類の 68%の生息地となっている森林については、減少スピードが縮小しているものの、毎年約 1000 万ヘクタールが他の用途へと転換されている。

こうした生物多様性にかかる世界規模の動向は、食料の安定供給や農林水産業にも大きな影響を与えることが想定されている。例えば、ハナバチに代表される花粉媒介者に依存する作物は、世界の作物生産量の 35%を占めており、直接的な影響を受けている作物に限っても、市場価値に換算して年間 2,350 億ドル～5,770 億ドル（2015 年時点の米ドル換算）に及ぶと推計されている。またこれらの作物には、果物、野菜、種子、ナッツ類、油料作物などが含まれており、人が摂取する微量栄養素、ビタミン類、ミネラル類の大部分を供給している。

また、海洋漁業資源のうち過剰に漁獲されている割合は 3 分の 1 に達するとの指摘もあり、気候変動による漁場の変化等とも相まって、漁獲量への影響も懸念されている。

（我が国の生物多様性の現状）

我が国は、南北に長く、森林限界に至る高山帯も存在するなど多様な気候帯に属するとともに、四季の変化や周囲を取り巻く海洋、67%にも及ぶ森林率、水田により湿地の生態系が維持されていることなどにより、その面積に比して、生息する動物や植物の種類が豊富な国土を有している。また、人口増加を背景とした世界的な動向とは異なり、我が国は、超高齢・人口減少社会を迎えていることなどから、

生物多様性に関しても独自の問題点を抱えている。

里山・里海に代表されるように、我が国においては、農林水産業を通じた二次的自然が、多様な生物を育んできた歴史を持つ。しかしながら近年においては、高齢化に伴う担い手不足などにより、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林なども見られ、これまで人の手により培われてきた多様な生息環境が失われる例もみられる。また、人的な関与が少なくなることと比例して、イノシシやシカなど大型ほ乳類の個体数の増加も見られ、人の暮らしや農作物等に対する鳥獣被害も深刻化している。

また、我が国は比較的温暖・多雨・多湿な気候から病虫害や雑草が発生しやすく、農業分野においては、病虫害の防除や除草などに係る手間が大きいことが、我が国の特徴の一つとして挙げられることも多い。多様な生物の生息環境を守ることに加え、生き物たちと共生しつつ、人の暮らしや生業を成り立たせていくための知恵や技術革新等も必要とされる状況である。

(3) ³ 生物多様性や生態系サービスを育む農山漁村の重要性と課題

我が国の農山漁村は、生物多様性を育むことを通して、食料のみならず、水や繊維、木材などといった生活必需品を供給するとともに、レクリエーションや芸術を生み出す場など、精神的・文化的な豊かさを人々に提供してきた。また森林の適切な整備は、生物多様性の維持・保全とともに、気候変動の緩和や治水機能、水質の浄化など、私たちの日々の安全な暮らしを支えている。

農山漁村は、地域特有の景観や自然環境を形成するとともに、文化面、防災・減災面など、生物多様性がもたらす様々な恩恵－生態系サービス－を育むゆりかごの役割を担ってきた。一方で我が国の農山漁村は、過疎化、担い手の減少などの課題に直面している。農林水産政策研究所の分析によると、農業集落のうち、集落の存続が危惧される存続危惧集落は、平成 27 (2015) 年の 2 千集落から令和 27 (2045) 年には 1 万集落へと 4 倍以上に増加すると予測されており、これら集落の 9 割が中山間地域に所在する集落であるとされている。

農林水産業の持続可能性を確保し、生物多様性の保全・再生やそれに伴う多面的な機能を発揮していくためには、農山漁村の活性化が不可欠であり、そのためには農林水産業の担い手確保に加え、多様な働き方の推進や関係人口の拡大、新技術・サービスの活用など、考える様々な取組を総動員することが必要である。加えて、小規模経営や兼業を含む多様な経営形態を維持することは、生物多様性保全・再生の観点からも重要となる。

また、上述のように、農山漁村が育む水源涵養や土壌流亡防止などの生態系サービスは、暴風雨や洪水など自然災害によるリスクを軽減するといった機能を持ち、国土保全や防災・減災の上で重要な役割を担っている。さらには暮らしに必要な水・エネルギーの提供にくわえ、憩いの場や文化の創出など文化的な価値も有している。持続可能な農林水産業や農山漁村を維持・創出していくことは、安全・安心で豊かさを実感することのできる未来をつくる上で必要不可欠であり、その重要性について、国民全体の共通認識を醸成していくことが必要である。

(4) ⁴ 農林水産業による正の影響と負の影響

(農林水産業による正の影響)

日本の国土の大きな割合を占める水田は、特有の生態系を維持し多様な生きものの棲み家を提供している。ラムサール条約において、水田は湿地として位置付けられており、国内の水田で見つかった生き

ものは 5,668 種にも上るとの報告がある。

また、畑や草地などにおいては、草刈りや野焼きなど、人の手が入ることによって、希少生物を含む多様な動植物の生息環境が安定的に守られている例もある。

同様に、人工林、薪炭や採草に利用された里山林は、多くの生物の生息域となるとともに、移動のための経路を提供している。さらに、藻場・干潟などでは、岩盤清掃や耕耘などを行うことにより、生息環境が改善されて水産資源の生産性が回復するとともに、生物多様性の再生が進むケースもみられる。

（農林水産業による負の影響）

このように農林水産業は、農山漁村において、様々な動植物が生息するための基盤を提供する役割を持つ一方、その営まれ方次第で、生物多様性に負の影響をもたらすこともある。

具体的には、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、農薬・肥料の過剰使用、里山林等の手入れ不足による害虫・害獣などの誘引、生活排水などによる水質の悪化や埋め立てなどによる藻場・干潟の減少、過剰な漁獲、養殖による水質悪化・汚濁や抗生物質による耐性菌の発生などである。また、外来の作物や牧草などは人の生活を豊かにする上で重要な役割を果たしてきたが、一方で自然生態系への逸出による影響が懸念されることもあった。このような生物多様性への配慮に欠けた人間の活動が、生き物の生育・生息環境を劣化させ、わが国の生物多様性に大きな影響を与えてきた。

以上のように農山漁村や農林水産業と生物多様性は密接な関係を保っている。農林水産業によって維持される生物多様性があり、かつ農林水産業は生物多様性によって大きく支えられている。

このため、将来にわたって持続可能な農林水産業を実現し、豊かな生態系サービスを社会に提供していくためには、農林水産業が生態系に与える正の影響を助長していくとともに負の影響を緩和し、環境創造型産業へと変容していくことを通して、環境と経済の好循環を生み出してく視点が重要である。

（5）⁵ サプライチェーン全体における生物多様性の課題

海洋プラスチック問題に代表されるように、生産現場に加え、流通、消費の過程で排出されるプラスチックごみは、生き物の生息環境に負の影響をもたらしている。食や農林水産分野においては、農林・水産用資材や包装・容器等において化学樹脂製品が利用されている。とりわけ包装・容器等の消費量が大きくなっており、これらの適切なリデュース、リユース、リサイクル、リニューアブルは直近の課題となっている。

また、⁶ 我が国は食の多様化や農林水産物の輸入自由化を背景に、サプライチェーンのグローバル化が進展している。食料自給率は供給熱量ベースで 37%（平成 30（2018）年度）、紙・パルプを含めた木材自給率は 37.8%（令和元（2019）年）、飼料自給率は 25%（令和元（2019）年概算）、肥料の要素であるリン、カリウムの原材料は 100%輸入、窒素の原材料は 96%輸入（2019 年 7 月～2020 年 6 月）となっている。このように我が国は、農林水産物や生産資材の大半を海外に依存しており、国内における消費行動が海外の生産地の生物多様性に影響を与えるようになっている。また、過度な食料のロス・廃棄は、農作物の単作や農業の拡大で原野が開拓されることにより生じる負の外部性を増幅させ、哺乳類・鳥類・魚類・両生類を含む生物多様性の喪失に影響することが指摘されている。

COP10 で合意された愛知目標の設定以降、我が国においても、企業を中心に生物多様性への認知度は急速に高まっている。一方で、2020 年を目標年度とした愛知目標の達成状況は、我が国を含め国際社会全体において不十分な状況である。この背景には、非持続的な生産と消費のパターンや世界的な人口増加などがあることが、国際機関から指摘されており、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却することが求められている。

今後、農林水産分野において、生物多様性の主流化をより一層進め、環境と経済の好循環を創出するためには、生産者や消費者、企業等の行動変容が重要となる。その引き鉄の一つと考えられるのが、消費者の選択である。このため、農林水産分野における生物多様性保全の推進には、生産の場に加え、流通や消費など、サプライチェーン全体を視野に入れた取組を進めることが必要である。

また企業等の動きを先導し、加速化するためには、世界的に拡大を続ける ESG 投資や生物多様性を含む自然関連財務情報開示の国際標準化に向けた動きが進展していることを踏まえ、金融機関の役割を認識し連携を進めるとともに、NPO、研究機関などとの連携も推進し、政策面、資金面、人材面、ノウハウ面から生産、加工、流通、消費といったサプライチェーン各所のプレイヤーの行動変容を支援することが求められる。

なお、前述の通り、生物多様性の保全・再生と、気候変動対策を始めとした SDGs とは、強い関係性を持っている。例えば大規模な森林伐採を伴う太陽光パネルの設置など、気候変動の緩和等を目的とする取組は、生物多様性に悪い影響を及ぼし得るケースがある。こうしたことを踏まえ、施策等のトレードオフの解消を目指す一方、シナジー効果を伸ばすといった、生物多様性対策と気候変動対策の連携を図る取組も求められる。

Ⅲ．2030 ビジョンと基本方針

1．2030 ビジョン

農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

2．基本方針

(1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスを保全・再生する

我が国の農山漁村は、農林水産業を通じて様々な生き物を育むことで、地域独自の多様な景観を形成し、食文化や伝統文化といったローカリティを生み出してきた。生物多様性は地域の豊かさの源であり、農林水産業の担い手は生業を通じて、農林水産物を生産するだけでなく、生物多様性を保全・再生し、様々な生態系サービスを産み出す重要な役割を果たしている。一方、少子高齢化による人口減少に伴い担い手が不足し、人の手が入らなくなったことで、農山漁村の生物多様性が損失しつつある。

我が国の農山漁村における豊かな生物多様性を守り、生態系サービスを将来に渡って持続的に利用するため、農山漁村とその担い手の役割を支えるとともに、大規模専業経営だけでなく小規模経営や兼業など多様な経営形態の持つそれぞれの役割を重視しながら、政策のグリーン化や消費者の理解と行動変容の促進等を通じて、環境創造型の農林水産業の実現を促進する。

(2) サプライチェーン全体で取り組む

農林水産業の生産現場だけでなく、加工・流通、消費、廃棄・循環まで、サプライチェーンの川上から川下までのあらゆる主体が、環境負荷を低減し、生物多様性と生態系サービスを保全・再生させるために連携して取り組むことを促す。

特に、SDGs や ESG の理念が広がる中、食や農林水産業に関わる地球規模の環境課題への対応には厳しい目が向けられている。生物多様性分野の研究者の間では、生物多様性の損失は臨界点を超えていると認識されており、金融からグリーン化をしていく動きが進んでいる。一方、企業は金融、特に機関投資家からの信頼を得て安定した資金調達を行うために、自然資本に関連するリスクと機会が財務に及ぼす影響を評価・分析し、サプライチェーン全体における環境負荷の低減を経営方針に組み込み、取組に関わる情報を開示していくことが、持続的な成長を目指す上で喫緊の課題となっている。今後の農林水産業の発展のためには、こうした課題に積極的に対応し、国産の農林水産物の評価を高めることで輸出の促進にもつながると考えられることから、農林水産省としても、この流れを後押ししていく。

(3) ⁷生物多様性への理解と行動変容を促進する

農林水産業・食品産業の現場のみならず、日々の購買行動を含む暮らし方における選択が、消費される商品やサービスに関わるサプライチェーン全体の環境負荷の増減に影響し、引いては生物多様性と生態系サービスの増減にも密接に結びついている。

特に、食料を始めとする農林水産物や肥料・飼料等の生産資材の大部分を輸入に依存している我が国は、消費者の日々の選択が他国の生産現場を始めとするサプライチェーン上の生物多様性と生態系サービスの増減に大きな影響を及ぼしていることを理解する必要がある。

このため、サプライチェーンの各主体による環境に配慮した原材料の活用や消費者に向けた啓発等を促し、生物多様性への理解と行動変容を促進する。また、農林水産業の体験や食育等を通じて消費者を含めた国民の理解が深まることで、選択される商品やサービスの需要が変化し、供給側である農林水産業・食品産業の現場の理解の促進と行動変容を促すことも期待する。

(4) 政策をグリーン化する

これからの農林水産業・食品産業は、その経済的な成長・発展が同時に環境や自然資本の管理・増大も実現する環境創造型の産業を目指すべきであり、このような流れを加速するため、農林水産省の政策もグリーン化を進めていく。

特に、直轄事業や補助事業等については、それらを通じて農林水産業・食品産業の現場の環境負荷に大きな影響を及ぼすことから、⁸生物多様性や生態系サービスを保全・再生するための視点を持って産業を担う人材を確保し育成すると共に、ロボット、AI、IoT 等のスマート農林水産業の社会実装を進めること等により生産性の向上と環境負荷の低減を両立し、生物多様性や生態系サービスを保全・再生するための視点を組み込むようにしていく。

(5) 農林水産業を通じて地球環境の保全へ貢献する

農林水産業は、人と地球の主要なつながりであり、生物多様性や気候変動に関する課題だけでなく、その他の SDGs の複数の課題にも貢献しうる。

世界的な人口増加の中で、食料の安定供給と地球環境の保全を両立させるため、複数課題の同時解決に向けて、シナジーを最大化しトレードオフを最小化しながら、農林水産業・食品産業の領域において環境負荷を低減し、生物多様性と生態系サービスを保全・再生させる必要がある。このため、国や地方自治体のみならず、サプライチェーンの各主体が、地球環境課題に対して一体的な取組を進めることを促す。

（６）実施体制の強化

農林水産省は、関係省庁・地方自治体・民間企業・金融機関・NPO・研究機関等と連携するとともに、各主体が連携する素地をつくり、環境と経済の両立に向けて「農林水産省生物多様性戦略」を各主体の本業において活用するように促す。

特に、農山漁村の生物多様性を保全・再生する上で、農林水産業者や中小企業、及び、それを支える地域金融機関の影響は大きい。また、生物多様性のさらなる損失を防ぐためには、大企業やそれを支える機関投資家、及び、消費者の暮らし方における選択の影響は大きいことから、各主体の本業や消費者の暮らし方において生物多様性や生態系サービスを意識した行動への変容を促す。

また、農林水産省としても、省内の各種施策と連携して本戦略に基づいた事業実施に取り組むことに加え、農山漁村等の現場における本戦略の実効性を強化するため、地方農政局等の地方組織と現場の各主体との連携を促す。

新農林水産省生物多様性戦略

IV. テーマ別方針の目次案

1. 委員からの御意見を踏まえた主な修正内容

※緑文字部分：前回提示から変更・検討した箇所

IV テーマ別方針 目次案

- 2. の大項目と小項目の用語を統一した
2.農林水産空間の**保全・利用を推進する**
（1）農林水産空間の**保全・利用**を担う人材の確保と育成
- 5. 農林水産分野における地球環境保全への貢献」の記載内容
現戦略の温暖化対策と国際会議への参加に加えて、**みどりの食料システム戦略**、**SDG s** 等を追記。
シナジーとトレードオフについても記載。（業に関わる内容は1. で記載）
- 「**主流化**」や「**行動変容**」は分かりづらいが、次期国家戦略に本戦略を反映させるために、このまま使用したい。

2. IV.テーマ別方針の目次案

現行戦略からの主な変更点

※濃い赤文字：新規テーマ 赤文字：新規 緑文字：配置変更

現行 IV～IX

IV. 地域別の生物多様性保全の取組

次期2

1. 田園地域・里地里山の保全

- (1) 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進
- (2) 生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及
- (3) 鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進
- (4) 水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進
- (5) 草地の整備・保全・利用の推進
- (6) 里山林の整備・保全・利用の推進
- (7) 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農村振興
- (8) 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進

次期2.(2)

2. 森林の保全

- (1) 多様な森林づくりの推進
- (2) 森林の適切な保全・管理の推進
- (3) 野生鳥獣による森林被害対策の推進
- (4) 森林施業における生物多様性への配慮
- (5) 国有林野における生物多様性保全の取組
- (6) 担い手の確保・育成と山村地域の資源活用を通じた都市と山村との交流・定住の促進
- (7) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進
- (8) 森林環境教育・森林とのふれあいの充実
- (9) 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展
- (10) 森林資源のモニタリングの推進
- (11) 世界の持続可能な森林経営の推進

次期2.(1)

3. 里海・海洋の保全

- (1) 藻場・干潟等の保全・再生の推進
- (2) 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進
- (3) 漁村環境の保全・利用の推進
- (4) 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進
- (5) 資源管理の一層の推進
- (6) 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進
- (7) 野生生物による漁業被害防止対策の推進

次期2.(2)

V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

次期2.(3)

VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

- (1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
- (2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

VII. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

VIII. 農林水産業の生物多様性の評価手法の開発及びその活用の促進

1. 農林水産業の生物多様性指標の開発及びその活用の促進
2. 農林水産分野における生物多様性の経済的評価

IX. 東日本大震災からの復興と生物多様性

次期2.(4)

次期戦略 IV. テーマ別方針

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

- 1) 農業
- 2) 森林・林業
- 3) 水産業
- 4) 野生生物による農林水産業への被害と防止対策

(2) 流通・消費段階において生物多様性を主流化する

- 1) 生物多様性に配慮した流通と消費、循環の構築
- 2) 生物多様性への理解と行動変容の促進

2. 農林水産空間の保全・利用を推進する

- (1) 農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成
- (2) 農林水産空間の保全・利用の推進
- (3) 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進
- (4) 生態系を活用した防災・減災の推進

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

- (1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
- (2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

4. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

みどりの食料システム戦略、SDGs、気候変動対策、国際会議)

5. 農林水産分野の生物多様性を評価し活用する

(生物多様性や生態系サービスの評価と活用)

- 1) 農業
① 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進
② 生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及
③ 水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進
④ 草地の整備・保全・利用の推進
⑤ 都市農業の推進
- 2) 森林・林業
① 多様な森林づくりの推進
② 森林の適切な保全・管理の推進
③ 森林施業における生物多様性への配慮
④ 国有林野における生物多様性保全の取組
⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進
⑥ 森林環境教育・森林とのふれあいの充実
- 3) 水産業
① 藻場・干潟等の保全・再生の推進
② 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進
③ 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進
④ 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進
⑤ 水産資源管理の一層の推進
- 4) 野生生物による農林水産業への被害と防止対策
① 鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進
② 野生鳥獣による森林被害対策の推進
③ 野生生物による漁業被害防止対策の推進
④ 外来生物の定着等の防止

3. 検討いただきたい論点

1.構成

タイトルの付け方や順序の確認。

2.各項目に記載すべき内容（参考資料_2 参照）

- ①各項目の内容の整理は問題ないか、ご検討いただきたい。
- ②新しく建てた項目について、書くべき内容に関する助言を頂きたい。

- 1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する
- (2) 流通・消費段階において生物多様性を主流化する

（二村委員からのご意見）

○領域としては

- ・理解を促進する
- ・行動・選択の変化につなげる
- ・新しい形を生み出す（産業間の連携なども想定）

○主体としては

- ・つくる責任：主に企業、事業者（農漁業者も含む）
- ・つかう責任：主に消費者
- ・つなぐ役割：小売事業者、教育機関など

○方法論としては

- ・情報の提供や共有
- ・ラウンドテーブル的なコミュニケーション
- ・認証制度
- ・技術開発

（松原委員からのご意見）

金融機関の役割に関する記載について

- ・金融は産業全体に影響を及ぼすため、メインは1.（2）だと思うが、1.（1）のうち4）を除くテーマには金融によるアプローチも重要。
- ・（2）においても1）、2）とも関わる。

このため、

1.（3）金融から生物多様性の主流化を支援すると項目立てるのも手かと思う。

内容としてはTNFDや21世紀金融行動原則等に触れながら、金融機関が各サプライチェーン、流通・消費段階のそれぞれにおいて連携をすすめて、生物多様性の主流化を促進するとまとめることも一案。

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

（1）生産の現場において生物多様性を主流化する

1）農業

①生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

・ 農薬・肥料等の適正使用等

GAP

農薬使用基準

肥料使用基準

環境保全型農業の推進

有機農業の条件整備

生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取組む農業者に対する直接支払い

・ 生物多様性保全に配慮した基盤整備

②生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及

・ 農地における生態系回復技術の開発

・ 生物多様性の保全の視点に立った栽培技術の確立・普及の支援

・ 土づくり・施肥の推進

耕畜連携

土壌分析等による合理的な施肥

土壌微生物の活用と関連するR&Dの推進

・ 病虫害等の防除

総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進

天敵等に影響の少ない農薬の利用の推進

・ 生物多様性に資する技術情報や地域での取組事例の収集・提供

③水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進

・ 水と生態系のネットワークを形成

保全対象種の生活史等に配慮した基盤整備

生態系保全に資する用水の取得支援

④草地の整備・保全・利用の推進

・ 草地の適切な維持管理

維持管理のための放牧の推進

簡易草地更新技術の推進

草地整備のための活動支援

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

⑤都市農業の推進

2）森林・林業

①多様な森林づくりの推進

・多様で健全な森林の整備

多様な森林づくりを行う森林整備の推進

地域固有の森林生態系及び生物多様性の保護

天然林における適切な施業による保全

森林の連続性の確保

②森林の適切な保全・管理の推進

・森林の公益的機能の発揮

保安林の指定・運用

治山施設の設置

機能の低下した森林の整備

・森林所有者に対する森林管理の働きかけ

森林所有者への働きかけ

③森林施業における生物多様性への配慮

・林業事業体による生物多様性保全へ配慮した行動

森林計画制度の適切な運用（野生生物保護の指針等）と具体事例の紹介

フォレストや森林施業プランナーの育成

④国有林野における生物多様性保全の取組

・多様な生態系を有する国有林の保全・管理

林相構造の多様性の確保

森林生態系の攪乱の抑制や育成複層林への誘導など適切な森林施業の推進

・絶滅危惧種への対応

体系的な林木遺伝資源保存林や植物群保護林、特定動物生息地保護林等の設定の推進

「保護林」以外における希少野生動物種の保護等

・広範囲できめ細かな森林生態系ネットワークの保護・管理

「保護林」の積極的な指定と適切な保全管理

「保護林」相互を連結する「緑の回廊」の設定

水辺の森林等の広葉樹林への誘導等

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

⑤国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

・森林に対する国民ニーズへの対応

国民への普及啓発活動の促進

企業やNPO等が森林づくりに参加しやすい環境の整備

国有林野における企業やNPO等が行う森林の整備・保全活動の推進

「地域連携保全活動計画」の作成やそれに関連する人材の育成等の支援

⑥森林環境教育・森林とのふれあいの充実

・森林環境教育、木育、森林とのふれあいの機会の提供

森林体験活動の場の情報提供

木育の実践的な活動等の推進

国有林野における体験活動等を実施するためのフィールド提供

⑦国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

・国内の森林資源の持続可能な有効活用と森林所有者への還元

林業・木材産業の構造改革の推進

国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

⑧森林資源のモニタリングの推進

・森林状況のモニタリング

国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法でモニタリング

⑨世界の持続可能な森林経営の推進

・開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進や国際対話への積極的な参画・貢献

UNFFなどへの貢献

モントリオールプロセスを通じた基準・指標への取組

途上国における森林保全・造成に関する二国間の技術・資金協力

違法伐採対策に関する二国間の国際協力や多国間支援

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

3）水産業

①藻場・干潟等の保全・再生の推進

・藻場・干潟を含む漁場環境の保全・再生

藻場・干潟等における食害生物の駆除

遺伝的多様性と地域固有性を確保した海藻類・二枚貝の移植

漁場の耕うんなど海域環境に応じた手法による維持管理の推進

上記の取組と連携した藻場・干潟等の再生・修復・創造

水質負荷軽減への取組の推進（環境保全型農業の推進、浄化槽等の整備）

漂流・漂着ゴミの増加による漁業活動への悪影響の軽減

赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制

②生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進

・生物多様性に配慮した漁港漁場の整備

自然環境に対する影響に配慮し、多様な自然素材を活用した漁港漁場整備

モニタリングによる影響把握に努める漁港漁場整備

③生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進

・海洋等の環境の保全

保護水面の設定等生態系に配慮した漁業管理

混獲の削減

海洋資源の持続的利用についての科学的根拠の提示と国際世論の形成

科学的知見の集積・充実による希少な野生水生生物の保全管理手法の開発

脆弱生態系の保護と持続的な漁業の共存

海洋保護区の設定の適切な推進

日本型海洋保護区の浸透

④生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進

・生物多様性に配慮した資源増殖施策の展開

生物多様性に配慮した種苗放流

・漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産

地域における漁場改善計画の策定促進

魚類・貝類・藻類養殖を組み合わせた複合養殖技術の確立

環境への負荷の少ない飼料の開発推進

種の特性と多様性を維持することに配慮したさけ・ます増殖事業

天然魚との共存可能な人口種苗放流技術の高度を図るさけ・ます増殖事業

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

⑤水産資源管理の一層の推進

・適切な資源管理による水産資源の維持・回復

水産資源の動向把握と評価

高度回遊性魚類に関する科学的な保存管理措置の設定やIUU漁業の排除

海洋資源の持続的利用についての科学的根拠の提示と国際世論の形成

科学的知見の集積・充実による希少な野生水生生物の保全管理手法の開発

漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取組む資源管理体制の整備

全ての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に参加することを促進

水産エコラベルについて漁業者の取組を促進

4）野生生物による農林水産業への被害と防止対策

①鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進

・鳥獣被害を防止する総合的な対策を実施

特措法に基づく被害防止体制の構築と地域の取組の支援

捕獲の担い手の育成・確保

捕獲鳥獣の食肉としての適正な利活用促進

②野生鳥獣による森林被害対策の推進

・鳥獣被害による森林被害に対する効果的な対策

捕獲や被害防護などの森林被害対策

広葉樹林や広葉樹の導入などによる野生鳥獣との共生への配慮

機能の低下した森林の整備

シカの個体数管理等の推進と森林の再生・復元の推進

③野生生物による漁業被害防止対策の推進

・大型クラゲ対策

発生メカニズムの調査、効果的な駆除等の適切な対策

・カワウ対策

駆除活動や繁殖抑制等の個体管理

・トド対策

科学的知見を踏まえた被害防止対策

・その他

鯨類等の大型生物による有用水産資源の補色の実態把握と影響緩和の取組の推進

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

④外来生物の定着等の防止

・地域固有の生態系の維持・再生

外来生物に対する駆除や拡散防止対策

新たな外来生物の侵入防止対策

・侵略的外来種等への対策による内水面における生物多様性の保全

外来生物の生息状況等に応じた効果的な駆除手法の開発および駆除活動

漁場の耕うんや水田・用水路の活用などによる水産動植物の生育・生息環境の改善

アユ冷水病等に対する疾病対策の推進

遺伝的多様性を維持する増殖手法の開発や産卵場、種苗生産施設の整備等

（２）流通・消費段階において生物多様性を主流化する

1）生物多様性に配慮した流通と消費、循環の構築

・生物多様性に配慮した事業活動や消費の促進

つくる責任 企業の行動変容を促進

海洋プラ、グリーン調達・認証

つかう責任 生活者の行動変容の促進

食品ロス削減、省庁間連携

・生物多様性に配慮した循環社会の構築

土づくり、バイオマス利用等を含めた資源循環

2）生物多様性への理解と行動変容の促進

・農林水産業や生物多様性の認識を深める活動の促進

農林水産業体験、食育、木育等

事例の発信

あふの環プロジェクト（政府と企業等との情報交換プラットフォーム）

2. 農林水産空間の保全・利用を推進する

（１）農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成

・過疎化、高齢化等による集落機能の低下への対応とレジリエントな食料供給体系の充実に図る

中山間地域等への支援

地域ぐるみの共同活動への支援

グラウンドワーク等協働型の取組の支援

集落ぐるみの取組の支援

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

・農山漁村地域の活力の維持

- 新規就業者の確保
- 都市と農山漁村の交流や定住の促進
- 半農半X、ワーケーション等、多様なかわり方の促進
- スマート化による労働負荷の軽減等
- 多様な生産形態・経営形態の維持

（２）農林水産空間の保全・利用の推進

・多様な主体による活用を推進

- 地域と企業、NPO等との連携による農林水産空間の利用と保全
- 耕作放棄地の解消
- 里山林の多面的・継続的な利用の促進

・景観形成や文化継承

・世界農業遺産・日本農業遺産の推進

（３）漁村環境の保全・利用の推進

・多面的な機能を有する漁村環境の保全・利用

- 豊かな生物多様性等を活用した漁村づくり
- 都市と農村の交流・定住の促進による国民の理解・関心の醸成と漁村の活性化
- 良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承の推進

（４）森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

・生態系全体を通じた生物多様性保全

- 田園地域や里地里山の環境整備
- 農業生産者や漁業者等による植林活動など、森・川・海の生物多様性保全の取組の推進

・湿地等の希少な生育・生息環境を守る

（５）生態系を活用した防災・減災の推進

- 東日本大震災をはじめとした大規模災害からの復興と生物多様性の関係
- グリーンインフラとしての農山漁村整備の推進

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

（1）農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

・有用な遺伝資源の収集・保存と持続可能な利用の促進

遺伝資源の収集・保存

遺伝資源の特性評価の強化

超低温保存技術による保存の効率化

研究支援の強化

画期的新品種の育成や新産業の創出

適正な森林の整備・保全のための材木遺伝資源の収集・保存、林木の新品種の開発

在来品種の保存や積極的な活用

有用な遺伝資源の利用についての研究および技術開発等への利用推進

（2）遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

・遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

カルタヘナ法に基づいた栽培、流通、検査の仕組みの導入

遺伝子組換えに関する科学的知見の集積

遺伝子組換え農作物等の検査技術の開発

遺伝子組換えに関する情報の国民への提供

「名古屋・クアラルンプール補足議定書」の早期締結

カルタヘナ議定書戦略計画等の適切な推進

4. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

（みどりの食料システム戦略、SDGs、気候変動対策、国際会議）

5. 農林水産分野の生物多様性を評価し活用する

（農林水産分野における生物多様性や生態系サービスの評価と活用）

新農林水産省生物多様性戦略

参考事例集の構成イメージ

1. 参考事例集のイメージ

- 次期戦略の骨格にあわせ、**先行的な取組**を収集。
- 生産者を始めとしたサプライチェーン各段階の方々向けに、農林水産分野での生物多様性の重要性とともに、具体的な参考事例を提供。

次期戦略 I. ~IV.

I. まえがき

II. 現状と課題

III. 2030ビジョンと基本方針

IV. テーマ別方針

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

- (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する
- (2) 流通・消費段階において生物多様性を主流化する

2. 農林水産空間における生態系サービスを維持・強化する

- (1) 農林水産空間の保全と利用を担う人材の確保と育成
- (2) 農林水産空間の保全・利用の推進
- (3) 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進
- (4) 生態系を活用した防災・減災の推進

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

- (1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
- (2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

4. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

(みどりの食料システム戦略、SDGs、気候変動対策、国際会議)

5. 農林水産業と農山漁村の生物多様性を評価し活用する

(生物多様性や生態系サービスの評価と活用)

I. ~ III. から作成

主に、「1. サプライチェーン」、「2. 農林水産空間」に関連する先行事例を収集。

参考事例集 農林水産分野における生物多様性 私たちに、今できること。(仮)

I. 農林水産分野において生物多様性に取組むことの重要性

- ・生物多様性に係る世界的な動向
- ・農山漁村と生物多様性の重要性
- ・サプライチェーン全体で取り組む

※P2程度

II. 私たちに、今できること。

①生産の現場での取組み
農業 林業 水産業

②加工・流通の現場での取組み

③消費者・生活者としての取組み

④様々な主体が連携した取組み

※P8程度

※本年度末段階で戦略自体は確定しないため、**参考事例集**として位置づけ